平成２３年（フ）第２９４号
奈良県五條市田園４丁目23番地の５
破産者　花岡　重広
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５８号
山口県山陽小野田市大字津布田1223番地４
破産者　下瀬　眞一
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第６６号
高知県室戸市浮津201番地
破産者　小野川義人
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第８９１号
熊本市保田窪４丁目７番８号
破産者　坂田良志子
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１２６号
熊本県菊池市広瀬675番地４
破産者　大田黒　淳
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１９号
熊本県熊本市室園町２―20　コーポ長嶋102号室、開始決定時の住所熊本県葦北郡芦北町大字湯浦143番地24
破産者　荒木　祐子（旧姓小﨑）
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第２９号
熊本県八代市日奈久下西町431番地、住民票上の住所熊本県八代市日奈久塩南町甲36番地７
破産者　濱本　真一
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第３００号
宮崎県日向市大字財光寺376番地６
破産者　平岡　　彰
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第１０４号
栃木県那須塩原市北赤田1583番地19
破産者　有限会社美昌
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第３１０１号
東京都豊島区上池袋４丁目16―13
破産者　林　　克明
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８１１９号
東京都中央区京橋３丁目９番４号
破産者　テクノフロント株式会社
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８４６６号
東京都足立区平野１丁目６―14―102、開始決定時の住所東京都足立区青井５丁目12―41―304
破産者　石川　順子
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９６２２号
東京都中野区中央３丁目18―７
破産者　小平　薫子
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９７０６号
千葉県印西市木下1661番地
破産者　伊藤建設株式会社
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１８４９号
東京都八王子市長房町415―10
破産者　内田　清治
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３６２号
東京都世田谷区成城３丁目14―３
破産者　久留　五則
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８１６号
東京都新宿区高田馬場３丁目12番８号
破産者　日菱測量設計株式会社
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８１７号
東京都三鷹市新川５丁目６―22―204、開始決定時の住所東京都三鷹市新川６丁目23―10
破産者　加山　主計
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６１号
埼玉県新座市中野１丁目４番５号
破産者　株式会社モクサン
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部